

○ 地価税法（平成三年法律第六十九号）（附則第二十二條關係）

改正案	現行
<p>別表第一（第六條關係） 一〇十七（略）</p> <p>十八 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二條第十七項（定義）</u>に規定する取引所有価証券市場（<u>同條第十五項</u>に規定する証券会員制法人が開設するものに限る。）<u>、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二條第七項（定義）</u>に規定する商品市場又は金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二條第七項（定義）</u>に規定する金融先物取引所の開設する同條第八項に規定する金融先物市場（<u>同條第六項</u>に規定する金融先物会員制法人が開設するものに限る。）の用に直接供されている土地等</p> <p>十九〇二十五（略）</p>	<p>別表第一（第六條關係） 一〇十七（略）</p> <p>十八 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二條第十五項（定義）</u>に規定する取引所有価証券市場（<u>同條第十三項</u>に規定する証券会員制法人が開設するものに限る。）<u>、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二條第七項（定義）</u>に規定する商品市場又は金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二條第七項（定義）</u>に規定する金融先物取引所の開設する同條第八項に規定する金融先物市場（<u>同條第六項</u>に規定する金融先物会員制法人が開設するものに限る。）の用に直接供されている土地等</p> <p>十九〇二十五（略）</p>